

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																	
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
																							
組織・公正な取引	1	【内部管理体制】 ・経営理念及び経営目標を社内でも共有、実践している。	●		・経営理念を職場内に掲示し、機会あるごとに皆に説明し理念浸透、意識共有に取り組んでいる。								8	9									17
	2	【法令遵守】 ・法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している。	●		・経営理念(または経営目標)に法令順守を掲げ社員に周知し、開発事業時には関係する法令を調査し、関係する法令を遵守するための事業実施計画を立案し、実施している。																16		
	3	【公正な競争】 ・不正競争行為に関与しない方針を掲げ、社員に周知している。	●		・経営理念(または経営目標)に不正な競争に関与しないことを掲げ、社員に周知している。										10						16		
	4	【組織体制】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当や専門部署などの体制を整備している。	●		・企業活動が周囲の社会・環境影響に悪影響を及ぼさないように環境カウンセラーの資格を持つ顧問を配置し全社に展開できるよう体制作りを行っている。																16		
	5	【知的財産保護】 ・知的財産の保護に取り組んでいる。	●		・専任の弁理士を定め、新しい特許出願等への取り組みを進める業務に加え、他社知的財産侵害に当たらないよう確認を続けている。								8.2 8.3	9							16		
	6	【個人情報保護】 ・個人情報を適切に管理している。	●		・個人情報に関しては万が一にも情報漏洩が無いよう担当者を決め集中管理を行い、コンピューター上にデータが残ることが無いようすべて別媒体に保存管理するよう定めている。																16		
	7	【ステークホルダーとの対話】 ・ステークホルダー(※)との対話により、自社の活動がステークホルダーに及ぼす影響を把握し、適切に対応している。(※利害関係者:消費者、投資家等及び社会全体)	●		・開発事業の際にはステークホルダー(行政、地域住民)に対する説明会を実施し、事業実施後は設置した施設の環境負荷(騒音、悪臭、水質)に関するデータを公表することとしている。															16	17		
	8	【サプライチェーン管理】 ・サプライヤー、事業パートナー等と、人権侵害の防止、生物多様性や生態系への悪影響の防止、倫理面での適切な対応(ハラスメント・汚職・贈収賄防止)について認識を共有し、共に取り組んでいる。		●	・サプライヤー、事業パートナーとは、契約の際に人権侵害の防止、環境保全対策、倫理面での適切な対応等についての認識を共有し、契約後もこれらへの適切な対応を行うことを確認している。					5			8		10		12	13	14	15	16	17	
	9	【災害や事故への備え】 ・地震や水害などの自然災害や事故などに備え事業継続計画(BCP)を策定し、訓練や見直しを行っている。		●	・自然災害や事故に備えて事業継続計画を策定し、訓練や見直しを行い、発電事業においては、災害時の防災拠点となるよう有事にいち早く復旧し、発電ができるよう訓練、対策を講じている。									9		11		13.1			16	17	
	10	【事業承継】 ・事業承継に関する検討・対策を行っている		●	・現在は高齢なスタッフにより事業を進めているが、事業を継承できるやる気のあるスタッフを1年以内に雇用する予定であり、以降も毎年若いスタッフを雇用する予定であり、継承できるような体制づくりを進めている。								8	9								17	
	11	【公正な貿易】 ・フェアトレード商品の調達に取り組んでいる。		●		1	2			5			8				12	13	14	15	16	17	
労働・人権	12	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出自などによる差別や各種ハラスメントを防ぐ体制が整備され、社内でも差別や人権侵害がないことを確認している。	●		・性別、年齢、障害、国籍、出自などによる差別やハラスメントをしないことを経営理念(または経営目標)に示しており、ハラスメント担当役員を任命し、差別や人権侵害が起こらないよう取り組んでいる。				4.3 4.4 4.5	5.1 5.2 5.5			8.5 8.7 8.8		10.2 10.3						16.1 16.2 16.7		
	13	【労働安全衛生】 ・業務中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる。	●		・業務中の事故等を防ぐために労働安全マニュアルを作成し、社員に周知するとともに、作業ごとに作業手順書の作成と教育を実施している。			3					8.8										
	14	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している。	●		・各雇用形態に応じた給与規定を設けており、その中で同一労働同一賃金が守られるように対応している。					5.5			8.5		10.2 10.3								
	15	【ワークライフバランス】 ・働き方の見直し等により、過度な長時間労働を防止し、家庭と仕事の両立を図るためのワークライフバランスを推進している。	●		・過度な長時間労働を防止することを勤務規程に示しており、現場においては24時間稼働の場合もあるので、ネットワークによる警報システムの対応とし、長時間労働とならないよう配慮している。			3		5.5			8.5 8.8		10.3								
	16	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している。	●		・資格取得、能力開発セミナーへの参加等については奨励しており、会社より費用の全額または一部を補助しており、また、修士や博士の学位取得についても大学の協力を得て取得できるプログラムを有している。				4	5.5			8	9									
	17	【健康経営】 ・従業員が心身ともに健康を維持できるよう対策を講じ、生産性の向上等に取り組んでいる。	●		・従業員それぞれがやりがいを持てるような対策を講じている。最も重視しているのは心の健康でありストレスの少ない職場づくりに努めている。			3					8									17	
	18	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材(女性、外国人、障がい者、高齢者等)が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる。	●		・多様な人材(女性、外国人、障害者、高齢者等)を差別なく登用を予定しており、それぞれが十分に活躍できるような構成を考えている。				4.4	5.1 5.5			8.5		10.2 10.3						16.7		
	19	【新しい生活様式への対応】 ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策としても有効なテレワークや時差出勤、ウェブ会議等を導入している。		●				3					8	9.1		11	12						
	20	【デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進】 ・ICTやAIを活用したデジタル化やオンライン化等のDXの推進により業務の効率化やビジネスモデルの変革に取り組んでいる。		●									8	9.1		11	12						
	21	【プライト企業】 ・プライト企業に認定されている。		●				3	4				8	9			12						

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																						
環境	22	【環境汚染予防】 ・廃棄物や有害化学物質の適切な管理、及び処理に取り組んでいる。	●		・環境マネジメントシステムを構築し、産業廃棄物発生量および化学物質使用量を把握し、目標を決め削減に取り組んでいる。 産業廃棄物発生量の目標:2023年度から毎年5%削減 化学物質地使用料の目標:2023年度から毎年2%削減			3.9			6.3					11.6	12.4		14.1	15.1		
	23	【エネルギー】 ・電力やガソリンなど、自社のエネルギー使用量を把握し、その削減に取り組んでいる。	●		・環境マネジメントシステムを構築し、エネルギー使用量を把握し、目標を決め削減に取り組んでいる。 エネルギー使用量の目標:2023年度から毎年5%削減							7.3					13					
	24	【温暖化対策】 ・自社の温室効果ガスの排出量を把握し、排出の抑制に取り組んでいる。	●		・環境マネジメントシステムを構築し、温室効果ガスの排出量を把握し、目標を決め削減に取り組んでいる。 温室効果ガス発生量削減の目標:エコドライブの推進とアイドリングストップ		2.4					7.2 7.3 7.a				12.4	13	14	15			
	25	【生物多様性】 ・自社活動が環境(生物多様性や生態系等)に悪影響を及ぼさないように配慮している。	●		・環境マネジメントシステムを構築し、自社活動が環境に与える悪影響の低減を環境目的・目標に掲げ、活動を実施している。 目標:工場設置計画の際の環境影響調査の実施						6.6								14	15		
	26	【効率的な資源利用】 ・ごみを減らし、資源を有効的に繰り返し使うため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)に取り組んでいる。	●		・環境マネジメントシステムを構築し、事務所から出るごみの削減と環境に配慮した製品の使用を環境目的・目標に掲げ、活動を実施している。 ごみの削減量の目標:2023年度から毎年10%削減 環境に配慮した製品の使用目標:リサイクル品使用の促進									9.4		12.2 12.4 12.5		14.1	15			
	27	【水の管理】 ・熊本の水資源の質と量の保全に取り組んでいる。	●		・環境マネジメントシステムを構築し、水質保全を環境目的・目標に掲げ、活動を実施している。 水質保存のための目標:工場建設計画の際の排水処理施設の設置の推奨		2.4				6.1 6.3 6.4 6.6 6.b					11.5			14.1 14.2 14.3	15		17
	28	【環境に配慮した製品等】 ・環境に配慮した製品の購入や製品の開発・製造に取り組んでいる(グリーン購入、リサイクル製品認証等)。	●		・環境マネジメントシステムを構築し、環境に配慮した製品の使用を環境目的・目標に掲げ、活動を実施している。 環境に配慮した製品仕様の目標:グリーン購入の促進、廃棄物を再資源化する研究の推進(熊本県のリサイクル品認証取得への協力)									9.4		12.4 12.5	13	14	15			
	29	【食品ロスの削減】 食品ロスの削減に取り組んでいる。		●		1	2				6.4						12.3		14	15		17
	30	【緑の安全管理】 ・壁面緑化や植栽など緑の創出と保全、管理に取り組んでいる。		●												11.6 11.7		13.1 13.3		15		17
	31	【エネルギー効率の見直し・再生可能エネルギーの利用】 ・高効率機器の導入等によるエネルギー使用率の改善またはや再生可能エネルギーの利用や供給に取り組んでいる。		●	・事務所内及び建築する工場棟については、LED等の高効率機器を導入することとしており、今後、再生可能エネルギーの供給施設(発電施設)の建築を進めていく。							7.1 7.2 7.3 7.a		9.4		11.5		13.1 13.3				
	32	【森林資源の循環利用に向けた取組み】 ・"伐って、使って、植えて、育てる"の持続的な森林利用への取組みを推進している。		●							6			9.4		11.3 11.4 11.5	12.2	13		15		
	33	【植林等の取組み】 ・植林等の森林整備活動に取り組んでいる。		●							6.1 6.3 6.6					11.3 11.4 11.5	12.2	13		15		
	34	【海洋ごみ】 ・環境中で分解しにくいプラスチックの使用削減等、海洋ごみ、海洋汚染の防止削減に貢献している。		●													12.2 12.5		14			
	35	【環境に配慮した交通手段】 ・電車やバスなどの公共交通機関の利用や、電気自動車や水素自動車などの環境にやさしい自動車の使用を促進している。		●											9.4		11.2		13.1 13.3			
	36	【2050年CO2排出量実質ゼロへの取組み】 ・2050年CO2排出実質ゼロを目指し、計画的にCO2削減に取り組んでいる。		●								7.1 7.2 7.3 7.a		9.4		11.6 11.a	12.8	13				17.2

分類	No.	チェック項目	基本	チャレン ジ	具体的な取組み (※事業者が記載する欄)	主なSDGs(17のゴールと169のターゲット)																
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																						
製品・サービス	37	【製品・サービスの安全性と品質】 ・製品・サービスの安全性や品質を確保する仕組みを構築している。	●		・発電施設の設置の際は使用する原料が廃棄物となるものを含むので、安全かつ環境に配慮した設計を行うことにしている。			3.9						9			12.4					
	38	【ユニバーサルデザイン】 ・障がい者、高齢者に特定せず、誰もが利用しやすいサービス提供や環境整備を行っている。	●		・発電施設設置の際には、障がい者、高齢者を含めだれでも使用しやすいような設計を行っている。									9.1	10	11.7						17
	39	【地域資源】 ・地産地消を推進し、熊本県産の原材料を優先的に使用している。		●	・発電施設の原料はできるだけ地域において発生するものを使用することになっている。		2.3 2.4					7.3	8	9		11.a	12.3	13	14	15		17
	40	【木質化の取組み】 ・自社の執務室等の天井や床、壁等の内装や外壁等に木材を使用し、木質化を推進している。		●								7					12.2	13.1		15		
	41	【社会課題解決】 ・社会課題を解決するための製品・サービスの開発・展開に取り組んでいる。		●		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	42	【攻めの農林水産業】 ・地域における産学官連携等による新たな品種開発を促進するなど、地域レベルで農林水産業の生産能力向上に努めている。		●			2.3 2.4						8.2	9.2 9.4		11.a	12.2		14	15		17
持続可能な社会・地方創生	43	【地域への参画】 ・自治活動や福祉活動、防災活動や寄付、ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。	●		・発電施設を設置した地域の自治活動や防災活動等の社会貢献活動には行政との包括連携協定を締結し、災害時の電力提供等、地域住民の活用に供する計画をたてている。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	44	【防災、減災、レジリエンス(自助)】 ・過去の地震や水害などの災害を教訓に、事業への被害を防止・軽減するため、ハザードマップを確認し、避難行動計画や事前防災対策を進めている。	●		・災害の経験を教訓とし、防災計画、避難行動計画を立案しスタッフで共有している。				4							11.5		13.1			16	
	45	【防災、減災、レジリエンス(共助)】 ・地域防災の担い手としての認識を持ち、防災士、水防団員、救助救急等の必要な技能を持つ社員を育成したり、地域消防団の活動に参加している。		●	・発電施設設置の際には、地域の防災拠点とし活用できるよう計画しており非常電源としての活用が可能となる設計を組み込んでいる。	1.5		3	4						10.2	11.5		13.1			16	17
	46	【防災関連商品の開発・販売】 ・防災関連商品の開発・販売を促進している。		●										9		11	12	13.1				
	47	【SDGsの普及啓発】 ・環境問題や人権問題をはじめとした社会課題の解決に向け、SDGsの普及啓発や教育機会の提供を行っている。		●		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	48	【インターンシップ等の受入れ】 ・職場体験、インターンシップの受入れ、職場関連授業の実施など、地域の児童や学生に対し、職業の学びの場を提供している。		●	・地元の大学生のインターンシップ受入れを継続して実施する。				4				8.6		10.2							17
	49	【若者の地元定着等】 ・若者の県内就職を促進する取組みを行っている。		●					4.4				8.5 8.6									17
	50	【農林水産業の担い手確保】 ・子どもに対する農林水産業教育を行うなど、地域における農林水産業従事者の確保に取り組んでいる。		●			2		4.3 4.4 4.5				8.6		10.2		12	13	14	15		17